

Title	英國經濟史研究の諸文獻(上)
Sub Title	
Author	高木, 寿一(Takagi, Juichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.81(241)- 89(249)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國經濟史研究の諸文獻（上）

中世近世を通ずる英國經濟史に就て最も簡にし
て要を盡したる書は恐らく Ashley ; Economic
Organisation of England を指して他に求め得るべ
く、之に次ぐは僅に Cunningham : Progress of
Capitalism in England あるのみである。前者は約二
百頁後者は百五十頁に満たる小冊なるも正に此
二大經濟史家を俟ちて得べる名著であらう。殊に
アショナーは前掲書の卷末に於て讀者の研究に資
せんがため各問題について參照すべき重要文獻を
列舉し註を加へて居る。吾々初學者にとりて極め
て有益なるものである。茲にアショナーの示す所
に従ひ、私の手にし得た書物の示されたる部分に
ついて大體如何なる事が述べられて居るかを知ら
うとしたのが、私の最初の目的である。それに從來
讀んだ若干の書を加へて本稿を起草した。尙、同

Appendix には全般に亘つて、Cunningham ; Growth
of English Industry and Commerce。其前半に對
しては Ashley ; Economic History が參照せらるべ
かに之が豫め記されて居る。從て本稿中、多くの
場合、之等の書の内容について述べなさいとある。
アショナーは、先前に擧げた書の内容に従ひ
八講に分けて居る。先づ茲には其中、(1)に關す
る。次號に於ては(1)及(四)を述べる。
尙常に多大の御指導を賜はる阿部先生に對して
感謝を捧ぐ。

一、マナア

中世農業生活の完全なる理解は先づ Seeböhm:
English Village Community (1883) に於て得られ
る。Seeböhm は此書に於て英國經濟史が多數人民

の自由に於て始まるか、又は奴隸状態に於て發するか、即英國村落共同團體が英國史の發端に於て自由村落共同團體なりしか又はマナア領主の下に奴隸状態に於て共同團體なりしやの問題、及び更に西部其他に殘存せる種族組織との關係を明ならしむるによりて、英國經濟史の歴史的起源を其正しきに置かんとするものである。而して之に對する彼の結論は、英國經濟史はサクソン治下に於て多數地方民の奴隸状態に始まり、其奴隸状態の解放のために経済的進化の一千年を要したのであると云ふに存する。(上掲 Seeböhm, Preface p. 9.) 是彼が此書に於て證明せんとする目的である。

研究者は彼が既知より未知に到らんがために、先づ十九世紀の Hitchin の邑に始めて中世を通じ Domesday Survey (一〇八六年) に溯りて、中世諸文書により開放地制度の主徵を探究せる此書最初の百四頁を以て始まるを最善の途とする。

Seeböhm は先づ開放地或は公共地制度の諸特徴を十九世紀に尚殘存せる Hitchin の例をさりて説明し、開放地に於ける散在、混交せる土地所有、開放地は一村落共同團體又はマナア領主治

下の邑の公共地なりし事、及該制度が Great Britain を通じて廣く行はれしことを述べ、第二章に於て之等の諸特徴の中世に於ける諸制度と同一なるを證明し、エドワード三世末年の Winslow Manor Roll によりて小作人の諸階級の狀態勤務等に就きて研究し、更にエドワード一世時代の Hundred Roll (一二七四年) による Domesday Survey 土地調査以後の研究をなし、マナアの全國普及、農民諸階級と其勤務に關し、七四一八一年に述べて居る。其第三章は更に溯りて十一世紀に於ける土地調査の時代に於ける狀態に及ぶ。當時國王の舊領に千四百十二のマナア存し、其大部分はエドワード懺悔王の時に於ける王領マナアたりしものである。其他マナアの領有者には僧院、諸侯、有力なる武士(上士)等を數へるものが出来る。一のマナアは屢々分割せらるゝことがあるも毫も其性質を變ずるものでない。マナアは、領主領と從屬地とに分たれる。自由小作人は唯オランダ又はノルマン系の者に限り、英國全部より見れば地方的にして全く例外たること及隸屬的小作人の諸階級の狀態を述べ、最後に土地調査によれば當時約五百萬エーカーの土地の耕作せられしことを示し、こは單なる推測にあらずして同調査に示されたる何等の誇張なき數字である。當時斯く廣大なる耕地に於てサクソン治下に於けると等しく英國農業は隸屬的村落共同團體により開放地制度の下に行はれたのであると述べる。

(ibid. p. 103)

Seeböhm は更に其以前に遡りて研究するも茲に

は之以上を述べるの要はなしとする。Ashley が其の English economic History part I 第一章六一七頁及其他各處に本書より引用して居る。

Seebohm の他の著書 Tribal System in Wales 及 Tribal Custom in Anglo-Saxon Law の二書は上掲の English Village Community に彼が述べたる所を確證せんとするものである。殊にアンソニーの其前者に對する論評は Survey, historic and economic p.92 以下に載録されて居る。

トナアは自由的、自治村落共同團體より發生せりのたゞむべの説の最も明快なる主張は Henry Maine: Village Community in the East and West (1871.) Lecture 2-5 に求める得られる。Henry Maine が此書に於て Von Mauer 及 Nasse の一般的結論を認容し其結果を詳解し、印度に存する類例によりて確證せんとしたのである。

即其第三講に於てチャウトーン民族の村落共同團體等に關じては專ら Von Mauer の説を概括紹介するに止んで居る。(p.77) 即古代のチャウトーン農民共同團體を Mark of the Township or Village, Common Mark 及 Arable Mark の三部に分れたる

一地域に對する財產權的關係に立、多數家族より成り、共同團體は村落に住し Common を混交所有し、耕地 Mark を數家族に對して割當てられたる地區に き耕作する。町に於ける各家族は自由的家長によりて支配され家族内は何人にも侵されず、外部の法制によりて強制せられざるも他の家族の家長とは極めて複雜なる關係に立つ。習慣或は慣習法の及ぶ所は家族にあらずして一家族と他の家族及全共同團體との關係である。

右の三部の土地に對する各家族の財產權的關係を見るに、公共マールクに對しては嚴正なる共有なるも、最も興味ある問題は耕作地 Arable Mark に對する家長の關係である。耕地は三圃制度の輪栽耕作により其年の耕作地を一定の規定の下に受持區域を定めて耕作する。斯くて土地所有權の最古の法律は、私有の第一の徵候が現はれ、最初に割當てられたる受持區域に於て耕作が極めて同一律に行はるるに到らしむる習慣を生ぜると同時に發生したと稱して大過なかるべきかと云つて居る。(p.78-80)而して英國の村落團體に就ては其八十五頁以下に於て述べて居るが、彼が Common field を以て一律に「三個の長き地帶」に分たれて居るに似るのは不正確であり、シーボムによりて説明せらるるが、公共地の制度が如何に等閑視せられたものであるかをよく示すシアンマークを説いて居る。

更に第九十頁以下には Marshall: Elementary and Practical Treatise on Landed Property (1864) から抜萃紹介して居る。次で第四講は印度に於ける所有權の諸形態村落共同團體を古代ヨーロッパのそれと對照し Maine は印度及古代ヨーロッ

バの村落共同團體に住する人々の生活並に耕作方法が總べて其本質的特徵に於て同一なりとは必ずしも無稽の前提に非ずとなり、兩者間の枝葉の相異並に其原因を明にせんとする。第五章は『封建化の過程』を取扱ふ。ヨーロバの如何なる國の封建化も長き政治的行政的法制的變化の連鎖の過程にして從て又財產權の狀態の變化にのみ其封建化の論究を限定するは稍困難である。之がためにはマナアを研究するによつて其考察に限界を附することが出来ると言ふ。更に如何にしてマナアがマルクより生ぜるか。及其發生の原因如何に就きては、一四三頁以下の説明が與へられる。そして印度に於ける英國人の經驗が茲に研究しつゝある問題に如何なる光明を投じ如何なる影響を有するや否やは一四八頁以下に説がるる所である。

而して Henry Maine が主として據れる Von Mauer の所説の解説並に批評は Fustel de Coulanges : Origin of Property in Land. に發見するであらう。(アンソニーによる英譯)。右の書は、原始的農民の共產制度の説を史的記録によりて維持せんとする諸説に對して反対する。此大歴史家クーランジヤの重なる論説の全部を比較的簡略に紹介する點に於て有益なるものである。此英譯書の卷頭に譯者アンソニーは解題 English Manor の一篇を載せて居る。

クーランジヤは謂ふ。近年、定住的農業的社會に就ても尙普通農民に對して自己の耕作せる土地を私有せんとの念は長々亘りて生せず、唯社會に屬すと認められ、耕作の共同、新耕地の共有。等當初全ての人々に屬せし所有權が村落、家族個人と相結合するに到りしは實に後のことにして、屬すとなすの論者がある。例今 Mauer; Viollet; En. de. Laveleye の諸家是である。一言に盡せば農業制度は其起源に於て共產制度なりとの説は敢て新奇なるに非ずと雖も、此説を歴史的事實の基礎上に置き歴史的文書よりの語を藉りて之を支持し學問的裝ひをなさしめんとする點に於て新奇たるのである。茲に以下之等の説が其基礎を置く典據を檢討し果してよく正しく觀察せられしやを驗せんとする。即其説そのものを論議せんとするにあらずして其表明せられたる學問的裝ひを是非せんとするのである。(同書一一三頁)

茲に於て、先づ彼は(1)ゲルマン民族の間に於ける土地共有に關する Mauer の説。(2)ギリシア人

の間の土地共有に關する Viollet の說。(3) ローマ を示して居る。

人の間に於ける土地共有に對する Mommsen の說

1 確實なる典據を採りて之を正解する。2 比較的近世の事實を採りて引證する。

(4) 本問題に對する比較研究法の適用殊に M.Emile de Laveleye の所說。(5) ゴール人の間の土地共有

3 例外を見るべき少數の孤立的事實を蒐むるを以て満足せずして一般的常規的にして、廣きに涉れる現象を研究すべきことを。斯る現象は、主として法律的記錄に、其少數は宗教的慣習に發見し得る。

に關する M.de Jubainville の所說。を紹介論評して居る。元より本稿に於て其一々に就きて述べ得

べくもなければ、彼が到達せる結論を擧ぐるに止める。

クーランジエが諸典據の徹底的検討により

4 農業共產制度と家族所有權と混同すべからざること。
5 一人の所有者に屬する領地上の多くの不分割的土地保有
土地共有と誤だざること。

て達せる唯一の結論は、土地共有は未だ歴史的に證明せらるることである。諸民族が本來土地を共同に耕作したことと本原的典據によりて驗證

せりと稱する論者は彼の見る所によれば皆、或は誤謬誤解に陥りしか又は問題外に在るの孰れかによるものである。斯る論者の用ひたる比較研究法も亦不備にして、生活の重大要素たる法律も亦除外された。簡言すれば、之等の所說の大なる結構は多數の誤解より構成せられたるものである。

(一四九—五〇頁)

クーランジエは、此書の最後の數頁に於て原始的共產制度に科學的確證を與ふるに必要なる諸條件

6 先づ、村落公共地が原始的共產制度より傳來せるものなることを證明し得たる後にあらざれば、村落公共地を説きて問題を紛糾せしめざる。7 (p.151—3)

元より、クーランジエの著書は A.シュレーが擧げたる此英譯書のみに限らず。其他の彼の最重要の諸著の目的は Roman Gaul の諸制度と、中世フランスの諸制度を隔つる暗黒の間隙に橋梁を架せんとするにある。特に彼が唱ふる封建制度及マナアの起源に關する説は彼と異なる結果に到達せる人にとっても、尙多くの點に於て研究に値する所のものである。彼によればマナアの歴史の出發點はローマ帝國の諸制度の中に存する。該制度は或特

殊の性質を有する一の完全なる土地所有權を含むものである。而して彼の數著を通じて彼の結論に到達せしめたる研究方法を見るに彼の採れる唯一の證據は文書による舉證にして此舉證に當りクーランジューは文書及言語に對し何人も比肩し得ざる該博なる知識を具へて居る。中世ラテン語の言語の意味の變化に就きての知識に於て彼に企及しえど者殆ど稀であつたと云はれ。(Palgrave: Dictionary of Political Economy Vol.II p.170-1)

從來の諸説に對する疑問が、シーボム及クウラハシによりて開かれてより、奴隸制度の全問題に對して重要な新研究が Vinogradoff 教授の *Villainage in England.*(1892). 及 *The Growth of Manor* の二篇 Maitland 教授が Pollock 氏と共に著し *History of English Law.* 1895. 及 Maitland の *Domesday Book and Beyond.* 1897. に於てなされた。

Vinogradoff 教授の *Villainage in England* 及 *Peasantry of the Feudal Age. the manor and the Village Community* の二篇に成り、其前者に於

ては、封建英國の農夫階級の社會的性質を研究し、奴隸の個人的地位を、主として法律的證左に照して論議し、土地制度に就ては其關係部分に就てのみ觸れ、第二篇に於ては、其社會的團體生活に就て主として、マナアの文書によつて、中世英國の社會の構成單位たるマナアが如何に組織せられしか封建制度が最も發達せる第十三世紀に於て如何なる作用をなしたるかを明にせんとする。

尙、序文に於ては、研究方法として、地方的特殊事情の論究を避け、一般的普遍性の研究に重きを置くものなりと云ひ、(preface 8) 序論に於ては、社會史研究の從來の経過を概説し、諸家の中世社會の重なる研究を紹介し、先ずに挙げし Maine, Seeböhm 等の所説も亦擧げらる。

アシショナーの謂ふ所によれば、Vinogradoff 及 Maitland の兩者の所説の大體の傾向は、土地耕作者の大部分の原始的自由の説に賛するも、前者がマルク mark の説に含まるゝ多くの共同的所有權を保存するの傾向あるに對して、後者は外見上の團體的性質の凡ゆる特徴を最も輕視するの傾向を有する。或は讀者は起源の問題の特殊研究をなさんとするに非ざるに於ては、之等の諸著に多大の

時を費すを得ぬるゝしと雖も、孰れにしても讀者
は History of English Law p.356-83. の Villain
Tenure の叙述及 Domesday Book and Beyond p.
107-28 に於ける顯著なる一節を讀むべからず。
と云ふ。

即自由土地保有關係よりして、土地保有關係と
しての及身分としての隸屬的狀態及ヴィレーン保
有關係の諸特徵に及び其特徵を二となし、國王法
廷によりて保護せられること、及一般に領主の
法廷によりて保護せられること、及一般に領主
の法廷によりて保護せらるるも領主に對しては保
護せられずとの二を擧ぐ。しかし、法律學說とし
て之等の特徵を以てヴィレーン保有の眞髓となす
を得ず、此場合に於ても他の場合に於ける如く、
其保有關係の本質を定めんには、其 Tenant が行
ふ勞務を探りて見ざるべからず。ヴィレーンの勞
務を行ふが故に、ヴィレーンの狀態に立つのであ
ること。(P362) 次いで、マナアに於ける耕地制度、
區劃耕作法及ヴィレーンの勤務其他を述ぶれども
茲には略す。

Domesday Book and Beyond に於て、メートラ
ンニア、シーボムと等しく既知より未知に到る倒
叙的方法を用ひて居る。其第一篇は、Domesday
Book を、第二篇はノルマンの英國征服(Conquest)
前の英國。第二篇は「ハイド」である。先に示され
たる部分はマナアに關する一節である。

右の節に於て先づ、土地調査簿中に相續いて現るる「Manerium」
なる語の意義を決定するば多くの忍耐を要すときも先づ法律的意
義を有する術語として用ひられたるに明なりし、次いで Manor
と Hall の兩語が極めて密接なる關係にあり前者を以て後者に代
へ得べき場合多きを示す。而も Manerium は租稅制度と相關し
此點に於て Hall なる語を區別せらるべ。マナアの面積に就
て、其大小必ずしも同 がらずとて先づ Middlesex に於ける稍
々大なるマナアよりして、更に大なる或は小なる各地のマナアに
就て Domesday Book によりて例示したる後、マナアの定義を
與へんとする。メートランドは、元とマナアは土地稅(geld)の課
せらるる家(house)を意味したのであると云ふ、而して更に Manor
と Geld 及び Geld と Hall の關係を説明し、次いで領主は國家に
對し、其領主領より徵收せらるべき土地稅及ヴィレーンより徵收
せらるべき土地稅に就きては主たる單一の責任者なれども、其マ
ナアに屬せる自由民の土地に就ては領主の責任は第一次的にも絶
對的にもあらず自由民をして租稅を拂はしむるの手段を探る責任

あるのみなる」とを説く。本節の最後に於て、彼は Domesday Book に於ける manerium に對する彼の説明は、細々の點に就ては謬りあるやも知らざるも、此語が Dane-geld の徵收と相關聯せる術語としての意味を有するに疑ふを得ずと曰ふ。

而して、ペートランド、及ヴィノグラードックの研究及其他の有益なる農業史に關する研究に對するアーネーの觀察は Surveys: historic and economic (mediaeval Agrarian) に收められて居る。尙同教授の最近の觀察は Economic Journal (June 1913) に載せられたる Comparative Economic History and the English Landlord に土地の所有權及保有關係の歴史的研究を、主として英國を中心として述ぶべしと獨逸學者の研究を其儘英國に移さんとせし、Kemble, Subb 以後の變遷が極めて簡単に書かれて居る。(同書p168-71)

中世英國生活の詳細に關する極めて多くの知識は Thorold Rogers によつて bailiff (田事) の報告記録及其他類似の諸文書より得られ、其著 History of Agriculture and Prices (land 1866) Six Centuries of Work and Wages (1884) 及 Economic Interpretation of History (1888) の諸著に示されて居る。せぬも簡単なる記述は Denton: England in the

第一の書に於て最もよく研究せられ、其第一巻第二章はロージャースの研究方法の特徴の最もよく表はれたるものである。而も詳細なる各事實相互間の關係は開放地の眞の性質を理解して後、始め讀むは、シーボム及其後の研究の助により、農業組織全體について其主要なる梗概のよく了解せらるるまで延期するを最善の途とするべし。

又地方經濟に關する知識の當時の主なる資料は Walter of Henry の「農業」に關する論說なるも、他の同種の著作と共に Miss Lamond によつて英譯せられ、之に對する Cunningham 博士の序論 (特に九頁—三十八頁) は暗示に富めるものである。

尙 Rogers 及 Walter of Henry より得たる農業方法に關する知識の眞に肝要なる部分は Prothero: English Farming, Past and Present (1912) に合せ收められて居る。

マナア法廷に對する極めて良かれ叙述は未だ存る

Fifteenth Century (1888) p13-16 に見ゆ。しかし、回書中に於ける、自由土地保有者に對する Court Baron 及ヴァンーンに對する Court Customary の區別は法學者の比較的後世の著出物なるゝればヘーブランド其他の近年の學者によつて示された。(以上之の Lamond, Prothero, Deuton の諸著を筆者は手にやるを得なかつた。)尙、ペートランの History of English Law (Vol I p571-94.) に於ける、領主裁判の諸源泉に關する論議は同問題の研究に對して根本的に重要なものなるも法制上の術語に習熟せねる人々にとりては難解なるべしことであ

る。マナアに關して、アシュレーが擧げたる参考書は大體以上の諸著及マナア團體の經濟的自給自足及中世、近世村落の比較について Ashley·Economic History I p33-6 及 p40-3. を擧げる。其他、[11] の書を附記して居る。而も英國マナアに關する近年の重なる研究として明ニ Lipson: An Introduction to the Economic History of England の第一章『マナアの起源』及第二章『マナアと開放地制度』を擧げることが出来るであらう。(第三、四章は續稿に屬す)。

高木書一